

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年4月20日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 小島 悟司

### 1. 調達内容

#### (1) 調達件名

平成28年度群馬労働局及び関係官署で使用する各種消耗品（衛生用品類）の年間単価契約

#### (2) 調達件名の特質及び数量等

入札説明書による。

#### (3) 納入期限

入札説明書による。

#### (4) 履行場所及び納入場所

支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長の指定する場所

#### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中でない者であること。

(3) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のB、C又はDの等級に格付けされており、関東甲信越地域で有効な者であること。

(4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、直近2年間、該当する制度の保険料の滞納がない者であること。

(5) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する法定雇用障害者数を雇用している者であること（常用労働者数が50人未満の事業主については、本要件は適用しない）。

(6) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者であること。

### 3. 電子調達システムの利用

本案件は電子調達システムにて執り行う。但し、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札方式で参加することができる。

### 4. 入札者に求められる義務等

(1) 本競争の参加希望者は、2に掲げる競争参加資格を証明するための書類を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 開札の前日までの間において、支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 5. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階  
厚生労働省群馬労働局総務部総務課会計第一係 担当：八木 電話 027(896)4732

#### (2) 入札説明書の交付方法

① 交付日時は、本公告の日から平成28年5月16日（月）までの土曜、日曜、祝日及び公休日を除く8時30分から17時15分まで。

② 上記5（1）の交付場所にて直接交付とする。

#### (3) 競争参加資格確認通知書の交付

① 競争参加資格の確認は、平成28年5月17日（火）正午12時00分までに資格審査資料を提出した者に対して行うものとし、その結果は「競争参加資格確認通知書」により平成28年5月23日（月）までに通知する。

② 資格審査資料の提出場所は、上記5（1）に同じ

#### (4) 入札、開札の日時及び場所

① 日 時 第1回入札 平成28年5月24日（火） 午前 9時00分

第2回入札 平成28年5月24日（火） 午後10時30分

（第1回入札不調時に実施）

② 場 所 上記5（1）に同じで大会議室（7階）

③ 入札書の提出は電子調達システム（紙入札方式の場合は持参）によることとする。

### 6. 公告期間

平成28年4月20日（水）から平成28年5月16日（月）まで

### 7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) その他 詳細は入札説明書による。

以上公示する。